

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案の概要

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1. 趣旨

本年1月、食品製造業者等が産業廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案（以下「本事案」という。）が発覚した。本事案を受けて、政府では「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（本年2月「食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ」）を取りまとめ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）の見直しを検討することとした。

これを受け、判断基準省令の見直しについて、中央環境審議会（平成28年9月）及び食料・農業・農村政策審議会（同年10月）の諮問及び答申が行われたところ。

このため、本答申の内容に沿って判断基準省令を改正することとする。

2. 改正の概要

（1）食品循環資源の再生利用等の実施の原則（第1条関係）

食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、不適正な転売を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加する。

（2）食品廃棄物等の収集又は運搬の基準及び収集又は運搬の委託の基準（第5条、6条関係）

収集又は運搬時において、食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨、また委託先において委託の内容どおり収集又は運搬されるよう確認する措置を講ずる旨を追加する。

（3）再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準及び製造の委託及び譲渡の基準（第7条、8条関係）

- ・ 委託先における特定肥飼料等の製造状況に加え、利用状況の確認を行う旨を追加する。
- ・ 特定肥飼料等の製造時において、食品廃棄物等の性状又は発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措置が必要と認められる場合には、食品廃棄物等が食用と誤認されないような適切な措置を講ずる旨、また委託先において委託の内容どおり再生利用されるよう確認する措置を講じる旨を追加する。
- ・ 食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託するに当たっては、当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨を追加する。

3. スケジュール（予定）

平成 29 年 1 月 公布日施行

省令の公布とともに、改正された判断基準省令の新たな規定に基づき、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）における食品廃棄物等の不適正な転売防止のための取組が適確に実施されるよう、その取組指針を示したガイドラインを公表予定。なお、ガイドライン（案）については、省令の改正に向けた議論を行った審議会のホームページにおいて掲載。

●食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会（平成 28 年 10 月 14 日）

（資料 1、参考資料 1－1～1－3）

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/bukai_21/index.html

●中央環境審議会 循環型社会部会（平成 28 年 9 月 14 日）

（資料 1、参考資料 1－1、1－2）

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-15b.html>